

ご本人に適した施設とは⇒

ご本人の希望、身体的な現況、経済的状況、性格などを考慮して慎重に決めましょう。当事務所には介護職員の経験者もおりますので適切なご案内ができると思います。

施設の種類

施設の種類	主な特徴	入所資格	注意点など	運営者	費用(月額目安)
特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅での生活が困難なため、日常生活の介護や身の回りの世話を受けられる施設	要介護3以上	入所待ちの待機者が多数、ご本人に医療措置が必要な場合は入所できないことがある	地方公共団体や社会福祉法人	7万円～10万円
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	主に認知症の方の受入れ施設。1ユニット9人までの少人数制なので家庭的な雰囲気生活できる。	要支援2以上	原則として住民票のある自治体の住民しか入所できない。寝たきりの場合は不可。	地方自治体の指定を受けた法人	10万円～15万円
特定施設入居者生活介護(老人ホーム)	介護保険の指定を受けた有料老人ホームのことで介護保険を使って介護が受けられるものです。他に住宅型、健康型の施設もある。	原則、制限なし	民間の事業者のため費用は高額。入居一時金のトラブルや経営悪化してしまうケースも。	民間企業、団体	15万円～30万円 一時金も必要
介護老人保健施設(老健)	病状は安定したご本人が在宅での生活ができるようになるまでのリハビリを中心とした施設	要介護1以上	あくまでも自宅復帰を目指す施設なので終の棲家にはならない。3カ月ごとに退所の判定がなされる。	医療法人	10万円～20万円
介護療養型医療施設	長期に渡り医療的なケアが必要な方の介護施設。寝たきりなどで重度の介護や医療行為が必要な方が対象になります。	要介護1以上	2018年には廃止予定。ただし、地域には必要な施設である事から、廃止は決定していますが先延ばしになっているのが現状です。	医療法人	8万円～15万円